

令和3年10月5日

学 生 各 位  
学生課外活動団体 各位  
課外活動団体顧問 各位

学生支援センター長

### 京都府緊急事態措置解除後における課外活動について

令和3年9月末をもって解除となった京都府緊急事態措置後の対応については、令和3年10月1日付で新型コロナウイルス感染症対策本部長（学長）から通知のあった「京都府緊急事態措置等解除後の対応について」のとおりですが、課外活動に係る対応については、コロナマニュアルに定めるもののほか、引き続き以下の対応により感染拡大防止に努めるようお願いします。

今後、新型コロナウイルス感染状況が再拡大し、行政からの感染拡大対策強化の要請があった場合は、課外活動等（オンラインを除く）の制限を求めることがありますので、予めご承知おき願います。

- ・活動時間は最大で19時30分までとし、活動終了後は速やかに帰宅すること（大学は20時に閉門）
- ・課外活動の前後などの会食の禁止
- ・新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止
- ・大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊の禁止
- ・営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの禁止
- ・食事中も含めた、マスクを外しての会話の禁止

#### 【参考】

<きょうとマナー>

[https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/documents/kyoto\\_manners\\_a4chirashi\\_kyotoshi.pdf](https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/documents/kyoto_manners_a4chirashi_kyotoshi.pdf)

- ・適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- ・会話の時はマスクを着用！

- ・食事前、退店時には手指消毒を！
- ・お店では大声で話さないでください！
- ・2時間、4人までを目安に！

<新しい生活様式の実践に向けた学生向け啓発動画>

<https://www.pref.kyoto.jp/fu-daigaku/news/2020animation.html>

【本件問合せ先（担当）】

学生支援・社会連携課学生生活係

電話: 075-724-7144

E-mail: [stu\\_seikatu@jim.kit.ac.jp](mailto:stu_seikatu@jim.kit.ac.jp)